

第2章

豊かな自然と風景を未来に**継ぐ**まち



△院内町両合棚田の風景

第1節 自然環境

第2節 生活環境

第3節 地球環境

第4節 環境活動

第1節 自然環境

現状と課題

本市は、広大な地勢と多様性に富んだ地形を有しており、周防灘の干潟から山地にいたるまで、森林や河川、棚田、水田、干潟、海など豊かな自然環境が維持されています。それらの自然環境が棚田や里山がある農村景観や干潟や海岸などの海辺景観、河川での水辺景観などの美しい景観を形成しています。

また、それらの豊かな自然環境の中には、多様な植生分布と豊富な動物相が存在し、環境省のレッドリスト^{※1}で絶滅危惧種に分類される種は約160種、準絶滅危惧種は87種にのぼります。

しかし、人口減少や高齢化の進行などにより、手の行き届かない森林の増加や水辺環境の悪化、耕作放棄地の増加、沿岸海域の環境悪化など人の営みとの調和によって維持されてきた豊かな環境が衰退するとともに、自然景観の荒廃、生物の生息環境の悪化が進行しつつあります。

そのため、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、森林や河川、棚田などの自然環境・景観の保全並びに生態系の保全が求められます。

また、自然環境の保全に向け、市民参加型の諸行事では、周知等をより効果的に発信し、多くの市民参加に努める必要があります。

施策の方針

宇佐市環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって森林や水辺、生態系の保全に努めるとともに、宇佐市景観計画に基づき、自然景観の保全に努めます。

主要施策

1 森林の保全

- ①森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。
- ②育成単層林^{※2}における保育及び間伐の積極的な推進、人工林と天然林を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な推進により、森林の保全に努めます。

【用語解説】

※1 レッドリスト・・・絶滅のおそれがある野生生物（動植物など）のリスト

※2 育成単層林・・・森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われた森林をいう。

2 水辺の保全

- ①河川改修にあたっては、自然を活かし生態系の保全に配慮した水辺づくりに努めます。

- ②河川・海岸やその周辺における草刈りやごみ拾い等、地域での美化活動を支援し、親水空間を創出します。
- ③植林活動等に市民や関係機関と一体となって取組み、森林から河川、海までの資源を地域間連携による保全に努めます。

3 生態系の保全

- ①大規模な道路改良や河川改修等については、生物の生育・生息環境の保全に留意し、必要な環境保全措置を検討するとともに、事業者には、自然環境に配慮するよう指導に努めます。
- ②絶滅のおそれがある生物については、適切な保護に努めるとともに、国、県及び関係機関と連携して調査・研究を進めます。
- ③市内の貴重な植物の自生地や希少生物の生息地等の保護・保全に努めます。
- ④生態系をかく乱するおそれのある外来種等の防除に努めます。

4 自然景観の保全

- ①海岸部景観については、美しい海岸線の保全に向け、市民と行政が一体となった美化活動等を推進するとともに、公園などの眺望の視点場^{※3}の整備に努めます。
- ②田園集落景観については、広々とした田園地帯の風景と背後に連なる九重山系の山並みを守るため、無秩序な開発の抑制等に努めます。
- ③河川軸景観については、河川公園の整備や河川に架かる橋や防護柵等の形態・意匠の誘導、緑化の推進等により、河川と一体となった景観整備に努めます。

主な取組

- ◇適正な森林施業の実施
- ◇ボランティア活動による清掃
- ◇特定外来生物の適正な防除

【用語解説】

※³ 視点場・・・風景や観光スポットなど良好な景観を眺望できる場所。



アライグマ防除講習会

第2節 生活環境

現状と課題

本市は、駅館川、伊呂波川、寄藻川の3つの水系や市域の約6割を占める森林を有しており、市街地等には整備された公園や緑地も存在することから、清らかな水と豊かな緑に囲まれた生活環境と言えます。

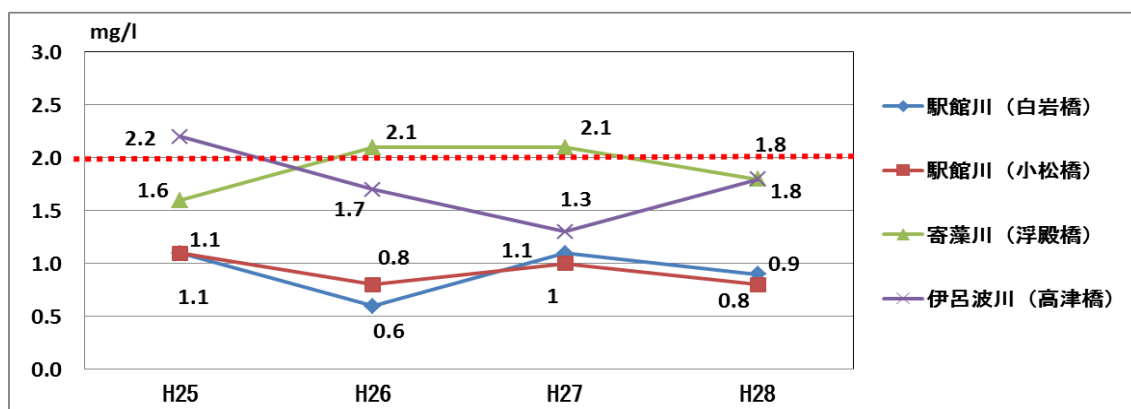
しかし、水質測定や騒音測定などの環境調査結果では環境基準を超過している項目も見受けられます。また、悪臭や騒音などの公害、衛生害虫やペットなどの公衆衛生に関する不満が多く寄せられることなどから、生活排水の適切な処理の促進や関係法令に基づく公害対策、公衆衛生対策等により生活環境の改善が必要となっています。

また、日常生活で排出されるごみについては、関係機関との連携により摘発や指導を行っていますが、不法投棄は繰り返され、市民や業者のモラルの低下が目立ち、今後ごみの分別・排出に関する意識啓発をする必要があります。

公害対策については、騒音や悪臭等、身近な生活空間における苦情が増加しており、発生源での対策や規制に努めるとともに、市民・事業者・行政が一体となった公害対策に努める必要があります。

市民の憩いの場となる公園や緑地については、緑地が持つ公益的な機能や緑豊かな生活空間を次世代に引き継ぐため、不足している地域への整備や老朽化している公園施設の適正管理・再整備が求められるとともに、緑化運動等の取組みによる緑化の推進が求められます。

■生活環境項目の環境基準達成状況の推移（河川BOD※）■



資料：平成29年版大分県環境白書

【用語解説】

※河川BOD・・・BODとはBiochemical Oxygen Demandの略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことです。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

施策の方針

宇佐市環境基本計画に基づき、廃棄物や生活排水の適切な処理、公害対策や公衆衛生の充実に努めます。また、公園施設の整備や緑化推進等に取組みます。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値、ただし4、5については累積を記載】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	河川及び海域の水質	環境基準 達成箇所	4	5
2	一般環境における騒音		2	4
3	道路に面する地域の騒音		8	9
4	下水道普及率	%	63.6	74.8
5	一人当たりの公園面積	m ² /人	3.5	4.2

主要施策

1 廃棄物の適正な処理

- ①青色パトロール車による巡回や関係機関との連携、不法投棄防止の啓発等により、不法投棄の早期発見と早急な対処に努めるとともに、ごみの分別・排出に関する意識啓発に努めます。
- ②産業廃棄物については、事業者に対し県と連携して排出抑制と再資源化を促すとともに、適正処理を指導します。
- ③資源ごみの不法持ち去り防止のための監視を強化します。
- ④ごみの適正な処理を図るため、適切な収集に努めます。

2 一般廃棄物処理施設の整備促進

- ①広域一般廃棄物処理場の早期完成を目指し、宇佐・高田・国東広域事務組合と連携し、協働して事業の推進を図ります。
- ②最終処分場については、適切に処理できるよう、計画的な整備に努めます。

3 生活排水の適切な処理

- ①食用油の再利用や生活排水に関する意識啓発、事業所や農家などに対する指導等により、汚水排出の抑制に努めます。
- ②公共下水道区域内については、下水道施設の適正な維持管理をするとともに、未整備地区の柳ヶ浦・長洲・宇佐処理区については、下水道の終末処理場建設及び管路整備を推進します。また、浸水対策として雨水排水路整備を推進します。
- ③公共下水道区域外については、合併処理浄化槽の設置を支援します。また、農業集落排水への加入を促進するとともに、施設の適切な維持管理に努めます。
- ④し尿処理施設については、受入体制の整備を検討するとともに、施設の適切な維持管理に努めます。

4 公害対策の充実

- ①日常生活や産業活動に伴う騒音や振動、悪臭を防止するため、適切な指導や意識啓発、調査等に努めます。

- ②有害大気汚染物質やアスベスト^{※1}について、必要に応じて指導・対策等を行います。
- ③公害防止に向けて、企業等との公害防止協定の締結を推進します。

5 公衆衛生の充実

- ①動物愛護思想の普及・啓発を図り、愛がん動物の適切な管理や飼育マナーの向上に努めます。
- ②墓地需要の把握に努め、市民ニーズに応じた墓地形態等を検討します。
- ③宇佐市葬斎場やすらぎの里の適正管理に努めるとともに、旧火葬場の跡地については、地元住民等の意向を踏まえて有効活用を検討します。
- ④地区単位の美化運動団体やボランティア団体等と連携して、道路・公園・水路など公共空間の清掃を定期的に行い、美化運動を推進します。

6 公園施設の整備・緑化推進

- ①市街地における緑を確保するため、都市公園の整備を推進するとともに、既存の公園については、適正な管理と施設の再整備に努めます。また、緑地については保全に努めます。
- ②花いっぱい運動や民間住宅の生垣・庭木による緑化、事業所周辺での緑化など、地域や企業による緑化を推進します。

【用語解説】

※1 アスベスト・・・天然の繊維状鉱物。石綿。現在は発がん性や大気汚染などの問題で使用が規制されている。

主な取組

- ◇ごみの分別啓発の周知
- ◇青パトによる監視
- ◇騒音、振動、悪臭等に対する適切な指導
- ◇猫の糞尿被害対策・不妊去勢手術の推進
- ◇廃棄物の適正な処理に関する啓発・指導
- ◇ごみ焼却センター施設維持、補修整備
- ◇不法投棄防止看板の設置、啓発
- ◇バイオディーゼル燃料を活用した二酸化炭素の排出抑制
- ◇清掃デーの開催
- ◇公共下水道整備促進（柳ヶ浦地区）、雨水排水路整備促進（四日市・閭地区）
- ◇公共下水道等の加入促進の啓発活動
- ◇環境衛生センターの計画的な施設維持、更新整備
- ◇公共下水道等の維持管理費用の抑制、合併浄化槽の設置支援

マンホール蓋（うさからくんバージョン）



第3節 地球環境

現状と課題

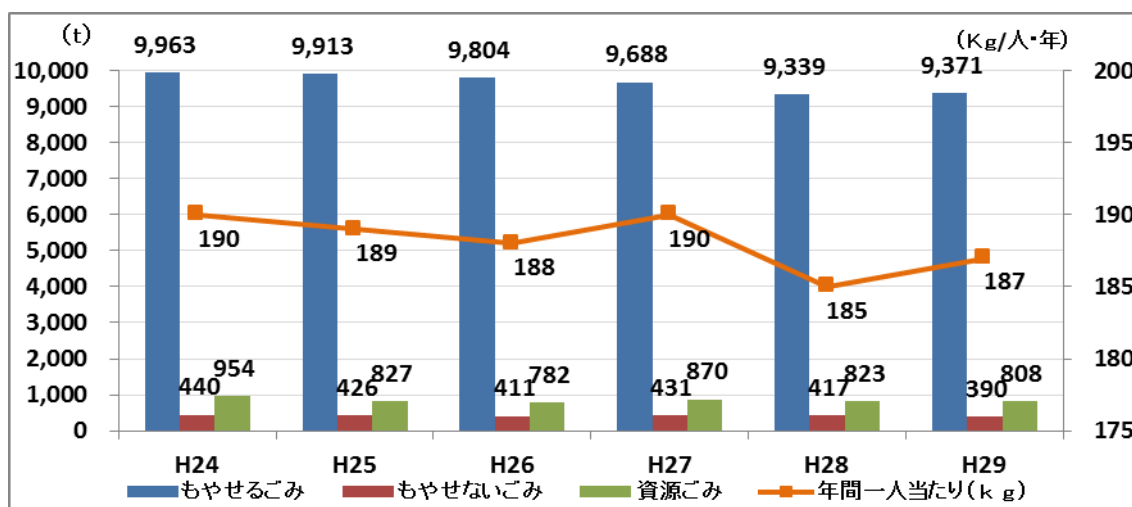
平成23年3月に発生した東日本大震災による深刻な電力不足に直面し、省エネルギーの促進や再生可能エネルギー※¹への転換が課題となっています。

本市においては、宇佐市地球温暖化対策実行計画に基づき、二酸化炭素の排出抑制と安定的なエネルギー確保を目指すため、再生可能エネルギー導入や低炭素社会※²の市民への普及啓発が求められています。

また、資源循環型社会の構築へ向けて、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理を推進し、廃棄物に対する住民意識の高揚を図り、廃棄物の減量を計画的に推進してきましたが、排出量は依然として高い水準にあり、不法投棄等の不適正処理が後を絶たない状況が見られます。

さらに、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R【リフューズ(マイバックの使用)、リデュース(排出量の抑制)、リサイクル(再資源化)、リユース(再使用)】を推進し、焼却処分場及び最終処分場の延命化、資源循環型社会の形成に努める必要があります。

■家庭ごみ収集量の推移■



資料：市生活環境課

施策の方針

宇佐市環境基本計画や地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーの導入推進による低炭素社会や循環型社会の実現、ごみの減量に向けた4Rの推進に努めます。

【用語解説】

※¹ 再生可能エネルギー・・・太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生され、半永久的に供給され、継続して利用できるエネルギーのこと

※² 低炭素社会・・・二酸化炭素の排出が少ない社会生活環境のこと

目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	市民一人あたりのごみの排出量	kg/年	— (187)	△12kg 以上削減 (175 以下)

主要施策

1 低炭素社会の実現

- ①街路灯、防犯灯及び公共施設内の照明のLED化を推進するとともに、一般家庭及び事業所におけるLED照明の普及啓発を促進します。
- ②公用車での次世代自動車^{※3}やBDF^{※4}利用車の導入を推進します。
- ③事業所における省エネ対策に対し、情報提供による支援に努めます。
- ④公共施設における温室効果ガスの削減を計画的に推進します。
- ⑤次世代自動車及び充電インフラの普及促進や公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発に努めます。
- ⑥節電や節水への取組を積極的に推進するため、意識啓発や情報提供等に努めます。
- ⑦太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入を検討します。

2 循環型社会の実現

- ①電気式生ごみ処理機の購入の支援等により、家庭系生ごみの自家処理を推進します。
- ②小中学校の給食残渣については、生ごみ処理施設の活用により、堆肥化に努めます。
- ③廃食用油を回収するとともに、バイオディーゼル燃料の利用拡大を図ります。
- ④し尿処理汚泥や下水道汚泥の堆肥化を図るため、新たな施設による資源の利活用を推進します。

【用語解説】

- ※³ 次世代自動車・・・ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車。
ハイブリッド車（HV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車、低公害ディーゼル車がある。
- ※⁴ BDF・・・バイオディーゼル（Bio Diesel Fuel）とは 菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。

3 4Rの推進

- ①「ごみの分別・出し方」の配布等により、市民に対してごみの減量化、再資源化に対する意識啓発を図るとともに、廃棄物減量等推進委員による減量・分別指導活動を推進します。
- ②外国人住民に対する「ごみの分別・出し方」の配布等により、意識啓発を図ります。
- ③市民による集団回収活動等を支援し、リサイクル推進団体の設立を推進します。
- ④不用になった衣料等の回収を行い、再利用に努めます。
- ⑤買い物時のマイバッグ持参や使い捨て製品の使用抑制、グリーン購入^{※5}、3きり運動^{※6}残さず食べよう30・10運動^{※7}などの普及・啓発により、ごみの減量に努めます。

主な取組

- ◇ごみリサイクル分別収集
- ◇マイバッグ運動推進
- ◇廃棄物再生利用等推進
- ◇リサイクルフェア実施
- ◇家庭ごみの適切な排出の指導
- ◇小型家電リサイクル
- ◇外国人向けごみの分別・出し方作成及び啓発

【用語解説】

- ※⁵ グリーン購入・・・製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。
- ※⁶ 3きり運動・・・食品のロスや生ごみの減量化に向け、「食べきり、水きり、使いきり」を行うこと。
- ※⁷ 残さず食べよう30・10運動・・・会食等での食べ残しを減らす運動で、会食等の最初の30分間とお開き前の10分間は席に着き料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動



ごみリサイクル分別ボックス



リサイクルフェアの実施

第4節 環境活動

現状と課題

本市では、清掃・環境美化活動、自然保護活動等に取り組む団体が数多く存在していますが、参加者の高齢化や会員数の減少が懸念されており、市全体での体系的な活動支援や団体間・地域間での情報共有などが進んでいない状況であります。

そのため、行政による活動支援や活動に関する情報発信等により、環境活動に参加しやすい体制づくりを進めるとともに、団体間の連携強化等、環境活動の活性化に向けた取り組みの推進が求められています。

また、環境学習については、環境に関する意識啓発につながるとともに、自主的・主体的・継続的に環境活動を実践していく基盤となることから、地域や学校での環境学習の充実に努め、より多くの市民の意識を高めていく取り組みが求められています。

施策の方針

宇佐市環境基本計画に基づき、環境活動を活性化するため、支援の充実に努めるとともに、より多くの市民の意識を高めるための学習機会の充実に努めます。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	環境学習会の参加人数	人/年	71	200

主要施策

1 活動支援の充実

- ①各団体が行う環境保全活動の紹介や活動に必要な情報の提供などにより、活動支援に努めます。
- ②環境活動を行っている各種団体が情報交換を行い、連携を図ることができるよう、環境イベント等の開催により、ネットワークの形成を推進します。

2 環境学習の充実

- ①地域やNPO等と連携して、身近な環境に親しむための体験的な学習を実施するとともに、体験学習の場を提供することにより、環境とのふれあいの場の充実に努めます。
- ②自治会や事業所、市内の多様な団体等の環境教育を支援するとともに、環境学習の開催に努めます。

③事業所におけるISO14001^{※1}環境マネジメントシステムの導入を促進します。

【用語解説】

※1 ISO14001・・・企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際的な標準規格。

主な取組

◇環境保全団体の活動支援

◇環境学習会の開催

◇環境啓発イベントの開催



海岸の清掃活動



不法投棄禁止看板の設置

